

平成26年第4回定例会

教育民生常任委員会会議録

(平成26年12月2日)

栄町議会

教 育 民 生 常 任 委 員 会

平成26年12月2日（火曜日）午後1時30分開会

付議事件 議案第6号 栄町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例
 議案第7号 栄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

出席委員（13名）

委員長	橋本浩君		
委員	大澤義和君	委員	大野博君
委員	戸田栄子君	委員	高萩初枝君
委員	野田泰博君	委員	山田真幸君
委員	松島一夫君	委員	藤村勉君
委員	染谷茂樹君	委員	金島秀夫君
委員	大野徹夫君	委員	菅原洋之君

欠席委員（1名）

副委員長 鈴木照夫君

説明のため出席した者

総務課長 長崎光男君 福祉課長 埜寄久雄君

出席議会事務局

事務局長 湯原国夫君 書記 野平薫君

◎ 開 会

○委員長（橋本 浩君） ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（橋本 浩君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第6号、栄町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例及び、議案第7号、栄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例であります。

お諮りします。議案第6号及び議案第7号については審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（橋本 浩君） 異議なしと認めます。よって町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

長崎総務課長及び埜寄福祉課長ご出席いただきましてありがとうございます。

◎ 議案第6号

○委員長（橋本 浩君） それでは、議案第6号、栄町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例を議題といたします。

すでに、本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いいたします。埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） それでは、私から補足をさせていただきます。本日の本会議におきまして、戸田議員より総括質疑の中で、近隣の状況のご質問が出ましたので、そちらについて副町長からも答弁をいたしました。そちらについて補足して詳細の説明をさせていただきます。現在、町で把握しております印旛郡内の市町の状況でございます。まず、成田市が町同様12月議会、佐倉市も12月議会、四街道市が平成27年3月議会、白井市が平成27年3月議会、印西市が12月議会、富里市が平成27年3月議会、八街市が12月議会、酒々井町につきましては平成26年3月議会で制定済という状況でございます。本町が今議会に提案させていただいているところでございます。栄町を含めて5団体が12月議会で、3市のみが来年の3月の予定ということで、把握してございます。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 説明が終了しましたのでこれより質疑を行います。質疑ございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） ただいま、説明ありましたがけれども、制定済も含めて12月議会でいくのが6だけけれども、要は間に合わないということかな。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 来年の3月議会予定の3市につきましては、現在作業中ですが、庁内の事務手続きの関係で3月に遅らせる予定という形で聞いております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 1番最初に極めて基本的な事をお尋ねします。地域包括支援センターというものと、それを行うところの包括的支援事業というものについて概略で結構ですのでご説明をお願いします。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず1点めの地域包括支援センターの職務についてお答えいたします。地域包括支援センターにつきましては、平成18年から介護保険法で設置が義務付けられたセンターでございます。まず、その中で今回も条例にございましたが、専門職3職種おきまして高齢者の支援を行うセンターという位置づけでございます。その中の職務としまして、包括的支援事業というものがございます。具体的に言いますと、包括的支援事業につきましては、1つ目としまして要介護状態等になることを予防するため、適切な介護予防等が受けられるよう援助を行います。通称、介護予防ケアマネジメント事業というものが1つでございます。2つ目としまして、高齢者や家族などから相談を受け情報提供や関係機関等の紹介を行い、適切なサービス等の実施につなげる総合相談支援事業、これが2点めでございます。3点めとしまして、高齢者虐待などの権利侵害の予防や対応、また、判断能力を欠く状況にある人への支援等を専門的に行います権利擁護事業、これが3点めでございます。4点めとしまして、介護支援専門員、主治医、関係機関等の連絡体制づくりや、介護支援専門員に対する支援を行います包括的継続的ケアマネジメント支援事業、これが、主な包括的支援事業でございます。なお、地域包括支援センターでは、包括的支援事業の他にこちらは議案第7号の条例とも関係はいたしますが、指定介護予防支援事業所の指定を受け、介護予防サービス計画の作成、当該介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供に係る連絡調整、その他の便宜を図ります指定介護予防支援事業という事業も行っております。大きくこれらの事業をやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 4条の3項で、これだけの職員を配置しなければならないというふうに書いてございますが、現時点で栄町の地域包括支援センターは、この条件をクリアしているかどうか。当然、クリアしていなければ、この条例制定で人員配置等は変更しなければならないという事になるのでしょうかけれども、現時点ではどうなのかということと、1番の保

健師というのはわかりますが、社会福祉士という人は、どういう仕事をするんですか。あと、主任介護支援専門員というのはどういう仕事をなさるのか、更に付け加えてこれに準ずるものというのはどういう人達なのかということをお尋ねします。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） お答えいたします。まず、1点めの第4条の各号に規定しております、いわゆる専門職の配置がどういう状況か、クリアしているかということでございますが、結果的には3職種とも配置しておりますので条件はクリアしているというところでございます。続きまして、そちらの中で、その他に準ずるという表現になっておりますが、職名とそちらの準ずるという方を順番に読み上げさせていただきます。まず、保健師に準ずる者というのは、当然国家資格の保健師資格を有する者でございます。その中で、地域ケア地域保健等に関する経験のある看護師を準ずる者という。看護師資格者のうち経験のある者という。続きまして社会福祉士とそちらに準ずる者ということですが、こちらは、同じく国家資格でございます社会福祉事務に従事して社会的な支援を必要な方へのサポートをする職員でございますが、その中で準ずる者と言いますのは、こちらやはり実務経験をj験している者でございます、福祉事務所等で実務経験のある者で5年以上の経験のある者。介護支援専門員の経験業務が3年以上。ちなみに介護支援専門員とは、いわゆるケアマネージャーで経験のある者であり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した者をこちら社会福祉士に準ずる者という規定になります。続きまして、主任介護支援専門員でございます。こちらは、いわゆる主任ケアマネージャーと呼ばれる者でございます。こちらは、ケアマネジメントリーダー研修というものを終了し、介護支援専門員としての実務経験を有しまして、各知識能力を有している者とされるということで、ケアマネージャーの中から研修を受けた者を主任ケアマネージャーという形で準ずる者という形で対応するという事になっております。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 先ほどの質問に戻っちゃうんですが、4条で常勤の職員って書いてありますが、この常勤ということは、地域包括支援センターの業務以外は一切しないということだと思んですけども、保健師だとか社会福祉士、主任介護支援専門員と、いま、栄町にいらっしゃる方は、他の業務を兼務しているということはないというふうに考えていいんですね。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） そのご理解で間違いございません。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 第4条で概ねという言葉と、原則としてという言葉が入ってはいますが、3,000人以上6,000人未満毎におくというふうに書いてあって、先ほど埜寄課長の説明で6,000人をちょっと超えているんだというふうな、確か6,000人を超えている

んだと本会議でおっしゃいましたけれども、その辺のところ、国はそれで良いと言っているふうな付け足しもあったんですけれども、その辺のところはどうなんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） ただいま、ご質問にありましたとおり、6,000人を超えていても直ちに違法状態にはならないという国の見解でございます。ただ、高齢者が増え、要支援の方が増えてきますと、業務量は当然多くなって参りますので、そちらの量に合わせて多くの配置をするしないというのは、自治体の判断という考え方でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 具体的に何人くらいというのを目安に現時点では考えていらっしゃいますか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 法令用語からすると、概ねというのは10%前後という見解になります。現在、町では、専任の職員3名に日々雇用職員こちら保健師です。1名を配置しまして、業務量に対応しているところでございます。ですので、直ちに2人めの常勤職員を置くかどうかというのは、まだ、それほど業務が多くないということです。将来的にはその可能性はございますが、今のところはということでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） その将来的な話をお聞きしたいんですけども、第一号被保険者数が将来的に7千なりという数字になるのは、だいたいいつ位の年度なんですかね。このままの推移でいくとということ。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） あくまでも試みの案ということでご理解いただきたいと思いますが、平成29年度には7,000人になるのではないかとというふうに想定してございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 仮にそうなった場合、もう1箇所地域包括支援センターを作るんですか、それとも、ここの人員の拡充で対応するという事になるんですか。どちらになるんですか。この条例ですと。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） ただいまのご質問にお答えします。まだ、こちら決定ではございませんが、なった場合の仮定として方法について御説明します。まず1点目が今ご質問にありましたとおり、専門職の数を増やすというのがあります。これは日々雇用職員を含めてです。もう1つの方法としましては、地域包括支援センターを社会福祉法人等に委託しまして、そちらで専門職を多く採用していただくという、大きく分けて2つの選択肢が出ているのではないかと考えております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 第1号被保険者の人数が決まっているんですけども、3,000人だから業務はこれだけしかない、6,000人だからこの位業務があるというふうに、単純に増えれば増えて行くという前の一般質問で、いま、地域包括支援センターの利用状況どうかとお尋ねした時に、ちょっと周知徹底が足りませんというふうなお答えがあったかと思うんですけども、現時点で、現時点で26年度まだ途中ですけど、例えば前年度あたり、今年度も今までと、どのくらいの業務内容や実績があるんですか。先ほど4点位の業務内容ご説明いただきましたけれども。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 25年度の実績と今年度の見込みしか手元にございませんで、そちらで答えさせていただきます。まず、1点めの介護予防ケアマネジメント事業につきましては、平成25年の実績が19人、26年度の見込みが20人でございます。続きまして2点めの総合相談支援事業の件数でございますが、25年度の実績が476件、今年度の見込みが580件。3点めの権利擁護事業につきましては、平成25年が2人、今年度はいまだ0人でございます。4点めの包括的継続的ケアマネジメント支援事業につきましては、随時という事になりますので、日々実施しているという事になります。なお、もう1点ございます、指定介護予防支援事業としての介護予防支援件数ですが、こちらは、25年が1,063件、26年度の見込みが1,123件というような状況でございます。全般的に増加傾向ということでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） これ、ここで聞いて良いのか、次で聞くのか、介護予防事業を介護保険から外すというような話があって、とりあえず、平成29年位まで継続していくけれども、そこからは、自治会の判断だというような話がありましたが、先ほど第1号被保険者が7,000人に達するのは29年度であろうというふうな話もありましたけれども、それとの絡みというのはどうなんですか。平成29年にこれがなくなりますというのと、予防給付といったかな、その辺との絡みというのは、これは、ここで聞いていいんですか、次の議題になるんですか。どっちでしょう。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 関連しますので、この場で答えさせていただきます。まず、1つ目の予防事業が介護保険から外れるというご質問がありましたが、正確に言いますと、介護予防事業が今までの介護報酬で行います事業から総合支援事業という形で市町村の事業に事業のやり方が変わる。ただその経費につきましては、従来どおり介護保険会計の中から支出という事になりますので、お金の出所は同じですが、やる事業主体が少し変わった部分が出てくるというご理解をしていただければと思います。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 市町村が主体になってくると、その市町村の判断で事業が増えてきたりした場合には、市町村の介護保険料というものが、自動的に上がってくるというふうに考えて間違いないですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 介護予防に関しては、当然利用者の方が増えれば事業費が増えるという傾向は当然ございます。ただし、介護保険全体からいきますと、要介護になる方をそこまでいく前に軽度の状態で止めるという意味合いもございますので、今回の制度の考え方は、そういう介護度が高くなる方を少しでも少なくするという考え方で、今回は国の方も考えているということでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 現時点で要支援1と2とありましたけど、栄町、要支援の方って何名位いらっしゃるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 10月末日現在の数字になりますが、要支援1これは、軽い方になりますが68人、要支援2の方が87人計155人という状況になっております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） この人数の推移というのはどうなんですか、やはり、確実に右肩上がりということなんですか。それとも、最もそうか、要介護になっちゃったら減るか。どうですかね。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） ただいま、ご質問にありましたとおり長期的には増加傾向にございます。ただ、時期的なものですとか栄町の年齢構成等にも影響されますので、増えたり減ったりしながら、徐々に増えているという傾向は過去でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） だいたい、この点については分かりましたけど、最後に1点だけ最後に1点、第5条で栄町高齢者福祉推進協議会の意見を踏まえてとありますが、この栄町高齢者福祉推進協議会というのは、どういうメンバーでどういうお仕事をなさってる協議会なんですか。これを最後にお尋ねします。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず、ご質問の町高齢者福祉推進協議会でございますが、こちらは、町の条例で設置してございます附属機関という位置づけでございます。委員は現在、町職員を含め14人で構成してございまして、主な職務につきましては、大きく4点ございます。1点めが、高齢者福祉サービスに関する計画について調査審議する。2点めとしまして、地域

包括支援センターの運営について意見を述べることに、こちらが今回の条例に関する部分でございます。3点めとして、指定地域密着型サービス事業者の指定等について意見を述べることに、こちらは9月議会でご審議いただいた条例等に関する部分でございます。4点めが、高齢者の支援について報告・検討を行うことが主な職務になっております。委員の構成でございますが、こちらにつきましては、町内の医師、民生委員、介護サービス事業所の職員、老人福祉施設の職員、介護相談員、栄町社会福祉協議会の職員、高齢者福祉活動を行う団体の者、こちら、ボランティアですとか、栄町の老人クラブの代表という形です。公募委員が含まれて、その他町職員になりますが、老人福祉を担当する職員、その他に地域包括支援センターの職員が含まれております。以上で構成して、14名という体制で現在審議をお願いしてございます。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ありがとうございます。了解です。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 基本的なこと、初歩的なことをお伺いしたいんですけども、いま、松島委員の質問の中でもいろいろ出てきましたけれども、介護保険法が15年前に成立して大幅に、いわゆる公的支援国の方でお金を出す事を抑える制度になって、介護じゃなくて支援1、2で軽度の人達も介護保険の適用を受けてサービス受けられましたよね。今度、この要支援1、2が国の補助から無くなるんですよ。そうした時に、いま、ここで論議している地域包括支援センター、その事業は逆にそういう方を地域で受け入れる訳だから、今までよりも、支援の人が直接町事業となるということは、そういう人を受け入れる体制もしっかり作らなければならないということですか。それが、今回ここに網羅されているのですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜崎福祉課長。

○福祉課長（埜崎久雄君） まず、ただいまのご質問の最後の部分ですが、今回の条例については、その内容のものではございません。あくまでも、こちらの方の設置基準、運営基準を定めるものでございますので、そちらには該当しないものでございます。要支援1、2の介護保険サービスがなくなるという表現をされた訳なんですけど、なくなるものではなくて、いま、介護保険サービスを使っている方については、事業はそのまま継続します。新たにNPO法人ですとか、そちらの方の俗に新たな総合事業という形で加える部分が加わるという形ですので、事業主体や種類が増えるというご理解をされた方がより適切ではないかと思っております。従来どおりの介護予防サービスについては、まだ継続しますので。地域包括支援センターそちらの町事業に移行する部分の受け入れ体制の整備ということもあるのかというご質問ですが、こちらについては、提案理由の中でも説明したんですが、地域包括ケアシステムというのが、連携強化を図る目標で、平成29年4月に向けて栄町でもその体制を取って行くという中に地域包括支援センターも含まれておりまして、当然認知症ケアサービスの対応ですとか、そちらの方は地

域包括支援センターが中心となって進めるものもございますので、そういう形で当然関わって行くというものでございます。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） とりあえず、29年度から実施されることとは別に、これは今回の必要な基準を定める条例というのは、関連はありますよね。介護保険制度のつながりだから、ありますよね。直接の太い線では無いけれども、結局は国の介護保険制度、自分の保険料も払いながら国のお金も受けながらやっている事業だから当然、この第6号の議案で言っている条例の国の介護保険制度のもとでやっているんだから、それが、今度29年度から変ろうとしている中で、いま平成26年、3年前ちょうど3年前にこれやると、じゃまた更に国の実施しようとするときには、当然、私は1番危具しているのは、今までの基準の中でこういう程度の人達は、ちゃんと受けられますよ。介護保険の適用受けて、認定されて受けられますよというのは、ふるいにかけてられる、ふるいから目が粗くなって、落とされていった時に、じゃその人達は今後どうするのって、3年先だといえども今からその辺のことをきちんとそうなった時の準備だとか、その地域で、市町村で、国はもう通っちゃっている訳ですから。その法案が。通ってしまった後だから、3年後だから、3年後に急激に体制を急激にふるいにかけてられた人達を救済するあれを作るんじゃないくて、26年度からやっているのかなと思ったんで確認したいんですけど。その時は、そのふるいにかけても。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員、いま、議案第6号の審議なので。そこにまとめて質問を。

○委員（戸田栄子君） でも、関係しなくはないので1番心配なのは、それなんですよ3年後にやってくる事に対して、26年度で実施する条例ではそういう事態に救済できるのかな地域包括センターの体制はとって。違うの。私の言い方が悪いのかもしれないけど。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） いくつかの点でご回答になっていればというところでご了解いただきたいと思います。

まず、今回の条例につきましては、介護認定の制度等とは関係ございません。ただ、介護保険制度の中の実施体制の中の1つの地域包括支援センターの基準を定めるものでございますということで、関連がないということではないというのは理解していただきたいと思います。もう1点、例えば、認定で要支援1、2になった人が新しい介護保険制度から外れるんじゃないかというご心配ですが、今回一般質問でもございましたので、その辺の詳しい内容については今回の条例とは関係のない事でございます。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） わかりました。関連あっても違うのね。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。野田委員。

○委員（野田泰博君） 3条のところ、下から2行目の住み慣れた地域ということなんですけれども、地域包括支援センターというのは、栄町は栄町でやっていきなさいよという意味を表していることですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） お答えいたします。ただいまのご質問にありました、住み慣れた地域という考え方でございますけれども、いわゆる日常生活圏という考え方とってございます。栄町の場合はご質問のとおり、町内全域を1つの生活圏域として設定したうえでその中で、こちらのサービスの提供を完結していこうというのが考え方でございます。ですので、9月の議会でごございました地域密着型サービスのよう、例えば、他の市町からの利用を一部制限して住み慣れた地域で利用する施設というような考え方もこの中に含まれているというものでございます。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 今の最後のところ、非常に具体的に、うちのおばあちゃんがやっている訳です。いま、成田の方へ行ってる訳です。あるところでは、成田じゃできなくなるよというような話しも聞いているんですけども、そういうことなんですかね。成田じゃできなくなる、栄町は栄町だけでやっていくという。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 具体的な例としまして隣接の市のグループホームですとかという話の中で、需要と供給のバランスをある程度とりながら、事業を提供していくという考え方ですので、当然、栄町将来を見込んで建てた介護施設等の利用に余裕があれば、当然千葉県の場合ですと、隣接市が非常に市街地が接近していたり、日常生活圏が重複しているところございますので、その辺については市町共同してお互いに調整しながら理用可能という体制を取ってございまして、実際そういう利用されている方も栄町にいらっしゃいます。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） これからもそういう様な隣接している市町は話し合いながら、余裕のあるところには、大丈夫だけどそうではない所もあるというような話になっていく事ですね。なんら昔と変わらないことと理解してよろしいですね。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） ただいまの野田議員のご理解のとおりでございます。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。これにて質疑を終わります。

これより議案第6号に対し、委員各位からの意見を含めた討論をお願いします。

[「なし」の声あり]

○委員長（橋本 浩君） これにて各委員からの討論を終わります。

これより議案6号を採決いたします。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長（橋本 浩君） 挙手全員。

よって、議案第6号、栄町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

ここで10分間の休憩といたします。2時20分より再開いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

◎ 議案第7号

○委員長（橋本 浩君） 休憩前に続きまして、議案第7号栄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を議題といたします。

すでに、本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いいたします。埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 議案第7号につきましては特に補足すべき事項はありません。

○委員長（橋本 浩君） それでは、これより質疑を行います。質疑はございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） この題名の栄町が指定する指定介護予防支援という、指定介護予防の指定とはどういう事を言っているのですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） お答えいたします。指定という文字でございますが、介護保険事業を認める施設、要するに介護保険報酬請求ができることとして指定される施設というような考え方でございます。根拠としては介護保険法の方にございます。例えば、栄町長が指定しなくては介護保険請求ができないというような場合を指して、指定という表現を使っております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 介護予防支援等というのはどんなものを言うんですか。どんなものが介護予防支援になるのですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず、介護予防支援につきましてお答えいたします。こちらにつきましては、本条例案の中で使う用語としましては、介護認定で要支援と認定された方に對して要介護状態になる事を予防する観点から各種介護予防サービスあるいは、保健医療サービ

ス等を提供することを介護予防支援と表現してございます。付け加えて、等というところですが本条例では、基準該当介護予防支援というのが1つございます。この基準該当というのは、栄町に住民票を置いている方が遠方の市町村の介護保険のサービスを受けようとする際に、そちらの遠方市町村の地域包括支援センターの方に介護予防支援を提供することですので、実例を上げますと、栄町に住民票を置きながら、お子さんが複数いて、そちらにある一定期間だけ面倒みるために、例えば町外、県外の自治体に出た場合のサービスについても、今回その等という形で規定する部分がありましたので、そちらを基準該当介護予防支援という項目で置いているところでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 栄町が指定する指定介護予防支援の事業所というのは、いくつあってどういうところがこの栄町にあるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） こちら法令用語で条例規定しておりますが、現在こちらの政令に根拠はありますが、指定しているは栄町地域包括支援センターと、センターから一部業務を受けた居宅介護支援事業者になっております。ですので、町長が指定する者につきましては、現在栄町地域包括支援センターのみという形になります。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 栄町の地域包括支援センターというのは、町長が作ったんですよね。町長が作ったものを町長が、指定しないと駄目なんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 介護保険法の第115条の20に定めております行政庁、行政機関としての栄町長が自分が代表者である町を指定するという考え方になっております。ですので、地域包括支援センターの設置者である栄町長に対して通常の栄町長が指定するという形になりますので、栄町長というのが、行政庁という形で捉えております。別な存在であるという考え方で成立っております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 先ほどおっしゃった介護予防支援とか基準該当介護予防支援、いま、町の実績というのはどの程度あるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 25年度の実績件数と今年度の見込みですが、まず、通常の介護予防支援につきましては、25年度に1,063件、今年度の見込みが1,123件の見込みでございます。また、基準該当介護予防支援については、現在は実績はございません。過去に八街市ですとか、松戸市、土浦市という実例はございます。ただ、現在はございません。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 介護予防支援事業者というのは、これこれこういうものは、必ずやらなきゃいけませんよという義務付けられたものってありますか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 法律で義務付けられている事業ということですが、まず、介護予防支援事業というのは法定で介護保険で定まった業務になりますので、こちらは当然やっていただくと。その部分についてあくまでも実施事業者の基準を今回条例で定め、その運営方法についても定めるという考え方でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） この前、認知症にならない為にとか、認知症の人とどう対応するかみたいな事業があったと思いましたが、あれの事業主体はどちらでしたっけ。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 認知症サポーター事業だと思います。そちらであれば、介護予防という形で介護保険の特別会計の中の事業でございますが、対象者の方を一般の高齢者の方を対象にしている事業でございますので、こちらは町が直接事業をっております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 例えば、これから、認知症ってどんどん増えていって、認知症サポーターの養成というか育成というかそういうのが、非常に必要になってくると思うんですけども、そういう事をやらなきゃいけませんよみたいなことってあるんですか。例えば、町がやらなければいけないとか、地域包括支援センターがやらなきゃいけないとかそういうことは、特にないんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 具体的に認知症サポーターをやらなければならないというものではございませんが、介護予防の観点から、町としましても当然、力をいれているところで、現在の地域包括支援センター職員3人につきましては、サポーター養成講座の講師になる研修は全て実施済でございます。現在は、町内の社会福祉法人ですとか、医療法人の中でも講師になり得る方をお願いしまして養成を行っているところです。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございませんか。菅原委員。

○委員（菅原洋之君） 解釈のところで教えていただきたいんですけども、第18条のところの(1)ですね。ここの所で指定介護予防支援事業者に対することなんだと思うんですけども、正当な理由も無しに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要支援状態の程度を増進させたと認められたる時、または、要介護状態になったと認められる時ということで、この指示に従わない事によって支援状態から介護状態に増進させたと解釈して良いと思うんですが、それで、何らかの罰則とかそういうものは、あるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） ただいまのご質問の中で2点に大きく分けられると思います。1点めは、介護支援予防の事業者の指示に従わないで、介護度が上がってしまったというケースですので、従わなかったご本人様に対して特別ペナルティーとかそういうものはございません。今回18条で規定しているのは、事業者がそうなったケースについて指定しております、町に対して報告をしなければならないという規定を置いているものです。こちらの趣旨は、そういう方、原因がありますので、そちらを全国的に収集しまして、新たな介護支援の、また、効率的な効果的な方法に見直す為の情報として蓄積していくという事を目的にしているものでございます。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。これにて質疑を終わります。

これより議案第7号に対し、委員各位からの討論をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○委員長（橋本 浩君） これにて各委員からの討論を終わります。

これより議案7号を採決いたします。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長（橋本 浩君） 挙手全員。

よって、議案第7号、栄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

◎ 閉 会

○委員長（橋本 浩君） 以上で、教育民生常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

本日の会議を閉じます。

以上をもって、教育民生常任委員会を閉会といたします。

午後2時34分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年1月16日

教育民生常任委員会

委員長 橋本 浩